

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA（以下「当団体」という。）の定款第15条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当団体が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当団体の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、当団体の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当団体を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、法令、当団体の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、当団体の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行する。(令和5年3月28日理事会決議)

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	副代表理事
役割	・当団体を代表し、その業務を総理 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰	・代表理事を補佐し、当団体の業務を執行 ・代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な職員以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事		○
出張に関する事 (代表理事)	○	
出張に関する事 (役員及び職員)	○	
支出に関する事		
財産の管理	○	
財産の管理・運用	○	
法人税の申告		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生 (役員含む) に関する事	○	
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

・上記にかかわらず、副代表理事の不在時等、副代表理事がその決裁権限を行使できない場合は、代表理事が副代表理事に代わり決裁を行う。